

●問い合わせ

ごみの収集について	環境サービス課	☎ 22-2155
ごみの焼却・処分について	環境施設課	☎ 32-5391
パイプラインに関して	環境施設課	☎ 32-5380
リサイクルに関して	環境管理課	☎ 38-2051

緑ゆたかな美しいまちづくり 条例の全部改正について

環境適合型社会の形成を目指して

条例改正の背景

本市は、昭和四十八年に「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を制定し、緑豊かな清潔で住みよいまちづくりを取り組んできました。しかし、今日の環境問題は、近年の社会経済活動の進展による、自動車公害問題、廃棄物の増大、身近な自然環境の減少などの地域の問題だけでなく、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題にまで拡大しております。このままでは、将来取り返しのつかないことになりかねません。

これらの問題は、私たちの日常の営みが引き起こしている問題であり、私たちは、いままでの事業活動や日常生活のあり方を見直し、環境に配慮したものに改め、市、事業者及び

市民が協力して、環境に悪い影響を及ぼすことが少なく将来にわたって、豊かな自然の恵のもとに発展することができる社会を形成しなければなりません。

そのため、市では、今日の環境問題に対応するため「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を全部改正し、本年十月一日から施行します。

この改正条例の概要についてお知らせします。

問い合わせは、生活環境部環境管理課(☎2051)へ

◆基本理念について

健全で恵み豊かな環境の保全について取り組む上で、常に念頭に置くべき基本的な考え方を定めています。

- ・健全で恵み豊かな環境を確保し、

[緑ゆたかな美しいまちづくり条例の構成]

前文

第1章 総則

第1節 通則(第1条-第6条)

第2節 環境計画の推進(第7条-第10条)

第2章 環境適合型社会の形成

第1節 市、事業者及び市民の参画と協働(第11条-第13条)

第2節 環境への負荷の低減(第14条-第18条)

第3節 環境教育及び環境学習の推進(第19条)

第4節 地球環境保全への貢献(第20条)

第3章 公害の防止

第1節 公害対策の推進(第21条・第22条)

第2節 自動車公害対策の推進(第23条-第25条)

第4章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保全(第26条-第28条)

第2節 野生生物保護地区(第29条・第30条)

第5章 快適な地域環境の推進

第1節 緑のまちづくり(第31条-第37条)

第2節 清潔なまちづくり(第38条-第46条)

第3節 住みよいまちづくり(第47条-第51条)

第6章 環境審議会及び紛争調停委員(第52条・第53条)

第7章 補則(第54条-第57条)

第8章 罰則(第58条-第60条)

◆責務について

市、事業者、市民の役割について定めています。

《市の役割》

- ・環境の保全についての総合的な施策の策定と実施
- ・環境施策を総合的・計画的に推進するため「環境計画」を策定
- ・環境保全の施策を総合的に調整し、その実施状況を公表

《事業者の役割》

- ・事業活動による公害の防止や自然環境の保全に努めること
- ・製品などが使用された後、ごみとして適切に処理しやすくすること
- ・製品などが使用されたり、廃棄されることによる環境への負荷を減らし、再生資源や再生製品の利用に努めること
- ・市の施策への協力

《市民の役割》

- ・日常生活に伴う環境への負荷を減らすこと
- ・その他環境の保全に努め、市の施策への協力

◆環境適合型社会をつくるために

今日の環境問題に適切に対応するために、私たちの日常生活のあり方そのものを環境に配慮したものに改めることが求められています。そのため、市だけでなく、事業者や市民も自主的に環境の保全に取り組むとともに、お互いに協力して、環境に適合した社会の形成を目指し、以下のことを定めています。

◆快適なまちづくり

昭和四十八年に制定しました「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の内容を受け継ぎ、緑化の推進による緑のまちづくり、ごみのない清潔なまちづくり、生活騒音の防止や愛がん動物の適正な管理による住みよいまちづくりについて定めています。

◆市長の付属機関について

環境の保全に関する重要事項などについて調査審議するため環境審議会を設置。また、この条例に規定する事項についての紛争を調停するための紛争調停委員を置くことを定めています。

*「環境適合型社会」とは

社会の構成員の活動(日常生活や事業活動など)が環境に悪い影響を及ぼすこと(「環境への負荷」といいます)が少なく、将来にわたって、豊かな自然の恵みのもとに発展を続けることのできる社会をいいます。

拡げようリサイクルの輪

— 牛乳パック・ニカド電池の回収 —

牛乳パックは良質のパルプで作られており、回収後1リットルのパック10枚でトイレットペーパー2個ができます。また、ニカド電池はニッケルとカドミウムという稀少金属として再利用できます。

そこで、本市では、牛乳パックについては、平成3年9月から、ニカド電池は平成4年3月から回収箱を設置して再利用を図っています。

牛乳パックについては、水洗いして切り開き、よく乾かしてからお持ちください。ニカド電池については、電池のみの回収ですから、取り外してご持参ください。



水生生物調査

◆公害の防止について

快適な地域環境を保全するために、公害に対する苦情処理や公害の防止対策の推進、及びノーマイカーデーや低公害車の普及・啓発への取り組みについて定めています。

◆自然環境を守るために

自然環境を保全するために、生き物の生息が可能な環境の創出(ビオトープ)に努めるとともに、貴重な野生生物を保護するため野生生物保護地区の指定について定めています。

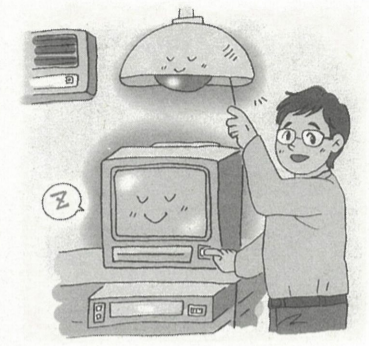
今日から始めよう一人ひとりができること

私たちが、家庭で電気やガスなどを使ったり、自動車を使用することなどによって、地球温暖化など地球規模での環境問題を起こしています。そこで、地球温暖化等を防ぐためには、暮らしの工夫や心がけが重要です。まずは身近にできることから、少しずつでもやってみませんか。

問い合わせ 環境管理課 ☎38-2051

主電源オフを 実践しよう

主電源オフ(テレビやエアコンなどを使用していないときに主電源を切るコンセントを抜くこと)で、電気の無駄遣いをなくし、省エネルギーに努めましょう。



毎月二十日は「マイカーデー」

毎月二十日を「阪神地域ノーマイカーデー」として、マイカー通勤などの自粛の呼びかけを行っています。特に、六月は、強化月間として取り組んでいます。ノーマイカーデー当日は、



「アイドリング・ストップ」の実行を

自動車の駐車時における不必要なアイドリングの禁止を訴える「アイドリング・ストップ運動」が全国的に展開されています。アイドリング・ストップで、燃費を節約し、排気ガスを減らしましょう。



六月は自動車公害防止月間

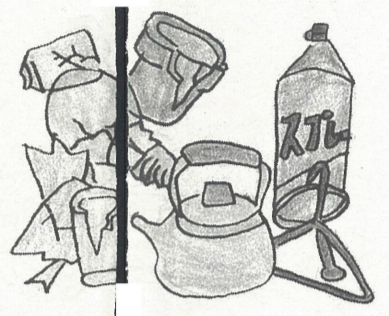
これらの電気やガソリンなどの消費量を少なくすることが、石油エネルギーの節約になり、さらには地球温暖化の防止に役立つこととなります。一人ひとりの心がけで、少しでも多くのことを実践し、みんなで地球環境を守りましょう。

ごみの収集と出し方

一般家庭の日常生活から出るごみを次の分類によって収集しています

可燃ごみ

●生ごみ類：料理くず、残飯・茶かす、果物の皮など。生ごみ類はよく水を切って出しましょう。
●紙くず類：袋、菓子箱、包装紙、紙コップ、ちり紙など。



カンの日

●鉄缶・アルミ缶類：菓子の缶・ジュース缶・ビール缶・缶詰・食用油の缶、のりの缶など。
第一週・第四週に収集します。

ビンの日

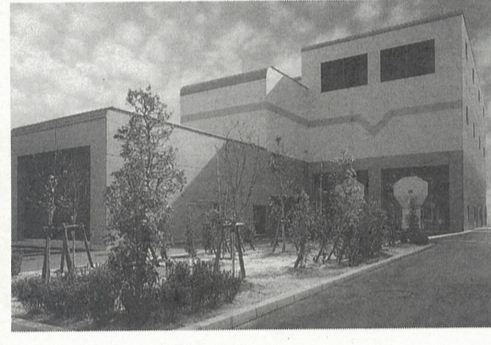
●ビン類：ジュースのビン・調味料のビン・化粧品ビンなど。ビンのふたを取り、中を洗って出してください。

その他 不燃ごみの日

●ガラス類：電球・ガラス・鏡・コップ(グラス)など。
割れたガラスなどは危険の無いよう包んで、それとわかるようにして出してください。
●鉄類：なべ・フライパン・やかん・スプレー缶・携帯用ガスコンロのボンベ(穴をあけてガスを抜いてください)

芦屋浜・南芦屋浜地域の ごみの出し方

芦屋浜・南芦屋浜地域の燃えるごみは、バイブライン施設で収集します。
台所のごみ、紙くず類、草木類、プラスチック類など燃えるごみは、無理なく投入口に入る形状にして利用してください。
ダンボール箱などは、できるだ



●その他：蛍光灯・体温計・カミソリの刃・包丁・はさみなど(危険の無いよう包んで出してください)
第一週・第五週に収集します。

業者にごみをとってもらう

●車庫・タイヤ・バッテリー・建築廃材・ガスボンベ・レンガ・ブロック・土砂・化学薬品・塗料・消火器など。

販売店にひきとってもらう

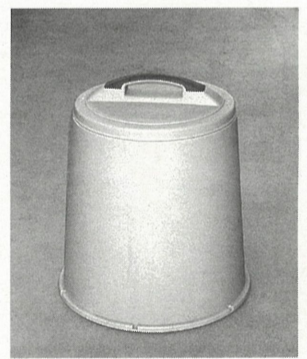
●水銀電池
販売店にある回収箱へ。
●ニカド電池(充電式電池)
市内6カ所にある回収箱へ。
●薬ビン(中に入っているもの)
劇薬などは販売店へ相談してください。

市で収集しないごみ

●産業廃棄物：事業活動に伴って生じたごみのうち、燃えがら・汚泥・廃プラスチックなどをいい、排出事業者自身で処理することとなります。
●事業系ごみ：飲食店・スーパー・商店等の事業所の事業活動に伴って生じたごみで、市の処理施設へ自ら搬入するか、市長が許可する一般廃棄物処理業者に依頼してください。

コンポスト助成制度の活用を

平成四年度から平成十年度までに、五百四十七基の交付決定をしています。
ふたを開けた時、少ししますが、ほとんど気になりません。
年一回、虫が発生しやすくなりますが、防虫剤もありますが、虫と共生する気持ちが必要ですよ。



- ▼助成対象 容器(五百五十リットル以下)を設置し、管理できる市民で、堆肥を自宅で使用できる方。
▼助成額 一基あたり四千円を限度。一基まで助成。
▼申請方法 ①申請書を環境管理課へ提出してください。(申請書は環境管理課又は指定販売店にあります)
②申請が認められた方に「交付通知書」をお送りします。
③「交付通知書」を添えて指定販売店で購入してください。
④後日指定販売店から配達します。
▼受付期間 毎年四月一日から翌年一月末日まで。

リサイクル品展示コーナーを開設

自転車、家具類などリフォーム可能な資源を大型ごみの中から回収し、リフォーム後、市民の皆様へ再利用していただきます。今年には既に3月に実施し、約3,000人の来所者がありました。次回の展示会は7月に予定しています。この事業は、年間3回程度行う予定です。大いに御利用ください。



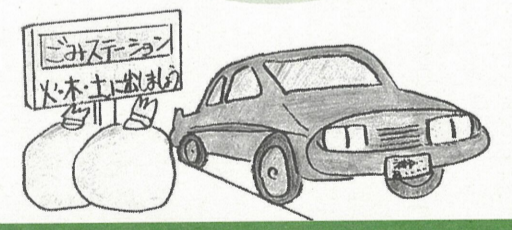
問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

マナーを守って住みよい街に

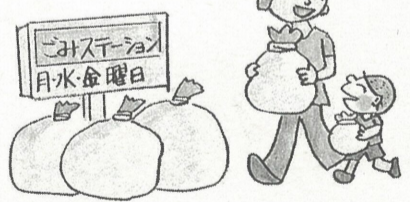
収集時間は、必ず守ってください
※燃えるごみ・大型ごみは、午前8時30分まで
※燃えないごみは、お昼の12時30分まで



●袋はポリ袋を使って燃えないごみは透明な袋で



●ごみステーションに車を止めないで(収集できない場合があります)



●必ず、決められた日時、決められたごみステーションへ



●割れたガラスなどは容器に入れるなど、わかるように



●みんなで協力し、ごみステーションを美しくしましょう

ごみの不法投棄はやめましょう

ごみ出しルールに違反して出された、大型ごみ・建築廃材・車庫・タイヤ・一般家庭以外の廃家電製品等は「不法投棄」となり、警察の取締りを受けることになりますので御注意ください。

芦屋市環境処理センターの運転状況結果(平成10年4月~平成11年3月の運転状況および、各種調査・測定を実施した結果をお知らせします。)

1 焼却灰熱灼減量 単位：%

項目	年平均値	規制値
熱灼減量	2.98	10.00

2 騒音・振動・臭気 単位：dB

(1) 騒音

区分	焼却炉運転中		焼却炉休止中		基準値
	境界内	境界外	境界内	境界外	
測定日	H11.3.10~3.11	H11.3.25~3.26	—	—	—
日間 8時~18時	58	54	54	53	60
朝 6時~8時	48	47	49	48	50
夕 18時~22時	48	49	48	50	50
夜間 22時~翌6時	47	44	※47	※44	45

(※基準値より高い数値は、暗騒音が低いことによる。)*夜間暗騒音

(2) 振動 単位：dB

区分	焼却炉運転中		焼却炉休止中		基準値
	境界内	境界外	境界内	境界外	
測定日	H11.3.10~3.11	H11.3.25~3.26	—	—	—
昼間 8時~19時	30	28	9	27	60
夜間 19時~翌8時	27	24	6	23	55

(3) 悪臭

区分	環境処理センター敷地境界	第一敷地境界
測定日	H11.3.25~3.26	H11.3.25~3.26
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内	—
臭気強度	1以下	—

3 大気環境調査

区分	単位	打出浜小学校	高浜町9高層	規制値(一日平均環境基準)
測定日	—	H11.3.9~3.10	—	—
浮遊粒子状物質	g/m ³	0.034	0.011	0.100
硫酸化物	ppm	0.004	0.004	0.040
窒素酸化物	ppm	0.048	0.052	0.040~0.060
塩化水素	ppm	0.025	0.017	—

4 排出ガスの排出濃度

区分	単位	1号炉	2号炉	基準値		
測定日	—	H10.9.16	H11.1.11	H10.5.15	H10.11.12	—
ばいじん	g/Nm ³	0.0023	0.007	0.0008	0.0055	0.02g/Nm ³ 以下
硫酸化物	ppm	0.02	0.19	6	0.15	20ppm以下
窒素酸化物	ppm	31	43	42	31	60ppm以下
塩化水素	ppm	16	24	18	20	25ppm以下

5 排ガス中のダイオキシン類 単位：等価換算値 ng-TEQ/Nm³

区分	1号炉	2号炉	ガイドライン目標値	規制値
測定日	H10.9.9	H10.7.3	—	—
ダイオキシン類	0.19	0.30	0.50以下	1.00以下

6 焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類 単位：等価換算値 ng-TEQ/g

区分	焼却灰	バグ灰	規制値
測定日	H10.5.15		—
ダイオキシン類	0.0022	0.19	なし

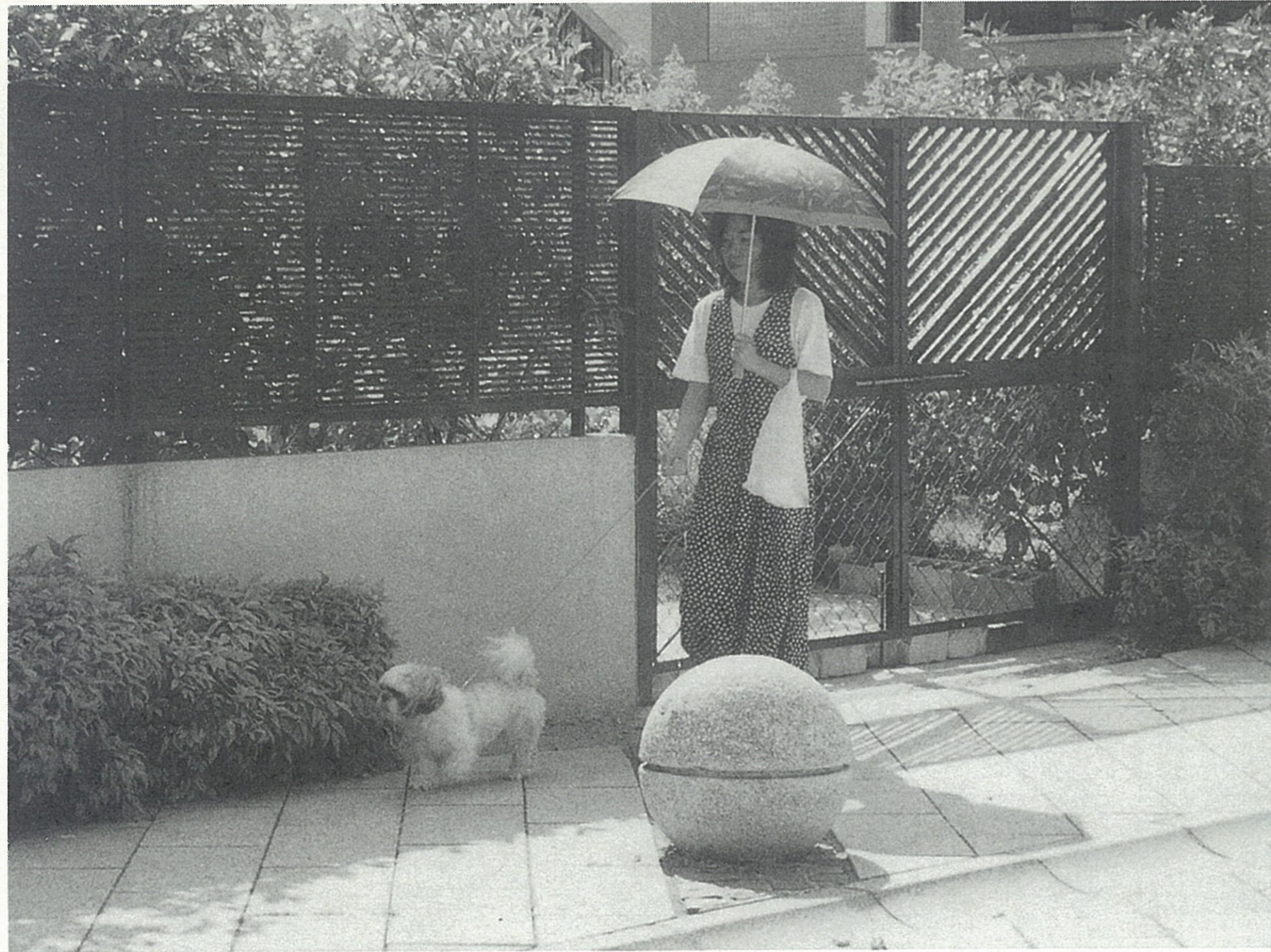
7 土壌中のダイオキシン類 単位：等価換算値 pg-TEQ/g

区分	環境処理センター内	東浜公園	指針値	規制値
測定日	H10.12.22		—	—
ダイオキシン類	0.74	0.33	1,000	なし

低公害車導入助成制度

本市では、環境にやさしい低公害車の普及に取り組んでいます。低公害車を導入される市内の事業者の方に、導入費用の一部を助成します。

- ◆助成の対象 天然ガス自動車(小型貨物自動車) 小型充填器
- ◆対象者 市内に事務所・事業所を有する個人又は法人
- ◆助成額 天然ガス自動車の購入又はリース料の4分の3 小型充填器は2分の1 (※限度額がありますので環境管理課までご相談ください。)



ペットは正しく飼っていますか？

犬や猫の好きな人は多いですが、
犬や猫のふんが好きな人はいません。

ペットのふんは肥料になる？

ペットのふんが草花の肥料になると思っている飼い主がいるようですが、とんでもありません！

ペットのふん・尿は、人間にとっても、草花にとっても『百害あって一利なし』といわれています。

砂場にペットを入れないで

犬やねこのふんには人間にも感染する回虫の卵があることがあります。

砂場は、子供の遊び場です。犬や猫のトイレではありません。

犬や猫を絶対に砂場には入れないでください。

ペットのふんは必ず持ちかえりましょう

では、ペットのふんはどうすればよいのでしょうか？

ペットのふんは、トイレットペーパー等に溶ける紙(普通のティッシュペーパーは、水に溶けないので使用しないでください)で包み、ご家庭のトイレに流してください。



マナーを守った飼い方を

犬やねこに関する苦情や要望が、県や市に数多く寄せられています。ペットのしつけと、ふんの始末は、飼い主の当然の義務です。

ペットを飼っている方は、今一度、周囲に迷惑をかけていないか点検し、正しく、マナーを守った飼い方を心がけましょう。

悲惨な子犬や子ねこをつくらないで！

兵庫県「動物の保護及び管理に関する条例」では、動物がみだりに繁殖して飼い主としての責任を果たせない恐れがあるときは、去勢・避妊などの繁殖を防止する措置を講じるよう努めることとされています。

また、生まれた子犬や子ねこを、飼えないからと、安易に捨てることは決して許されることはありません。

犬・ねこの引き取り制度

県や市では、犬やねこの引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなった動物は、絶対に捨てずに、この制度を利用して下さい。

犬の引き取り

●日時 毎週月・金曜日 午前10時～11時まで(ただし、祝日は除きます)

●場所 兵庫県動物愛護センター(西宮市西昆陽四丁目1-1)

☎06-643214599

●費用 生後九十一日以上の子犬は、一頭につき千七百円。生後九十日以下の犬は、十頭まで千七百円。

●持参するもの ①犬鑑札②注射済票

ねこの引き取り

●日時 毎月第三水曜日午前九時三十分～十時(ただし、九月、十一月は、次のおり変更します)

●場所 市役所南館玄関横

●費用 生後九十一日以上の子ねこは、一頭につき千七百円。生後九十日以下のねこは、十頭まで千七百円。

※飼い主のいない拾得ねこは無料
●県動物愛護センターへ直接持ちこむ場合は、毎週水曜日午前10時～11時

愛がん動物の引取り

●手続き 生活環境部環境管理課へ申込をしてください。手続き後、市から獣医さんへの依頼書をお渡ししますので、ペットを所定の動物病院へ連れて行ってください。

費用

大型犬 一匹 六千円
中型犬 一匹 五千円
小型犬 一匹 四千円
成ねこ 一匹 四千円
子犬・子ねこ 三匹まで三千円
(一匹増す毎に五百円加算)

問い合わせ

●生活環境部
環境管理課 ☎2050

「わがまちクリーン作戦」を実施

芦屋市自治環境協議会(環境衛生協会・自治会連合会)では、ごみのない快適なまちづくりを目指して「第27回わがまちクリーン作戦」を実施します。

ぜひ、ご家族連れで「まちをきれいにする運動」にご参加ください。

日時

6月20日(日)

午前9時～11時30分

(雨天の場合は6月27日(日)に延期)

●集合場所

芦屋公園(浜芦屋町) または、各ブロックごとに定める場所。

●申し込み

各自の自治会へ

●用具など

軍手、ゴミ袋など清掃に必要な用具は用意します。作業ができる服装で、なるべく帽子をかぶって参加してください。

●問い合わせ

芦屋市環境衛生協会事務局
(環境管理課 ☎2050)



阪神神戸線武庫之荘駅北口から西宮市バス「宮の北団地行き」乗車、「西昆陽バス停」下車、徒歩5分
西宮市西昆陽4丁目1-1 ☎06-6432-4599